

「政治改革」への世論形成：選挙制度審議会と小選挙区（2） 完

及川，智洋 / OIKAWA, Tomohiro

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Review of law and political sciences / 法学志林

(巻 / Volume)

119

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

167

(終了ページ / End Page)

198

(発行年 / Year)

2021-10-22

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00026069>

「政治改革」への世論形成

——選挙制度審議会と小選挙区（2）完——

及川智洋

目次

五 八次審の開始と問題点

- 1 委員の顔ぶれと特徴
- 2 当初から「並立制シフト」
- 3 政局の流動化と審議への影響

六 八次審の議論経過

- 1 並立制の既定路線化
- 2 「併用制」の検討

七 一次答申とその後

- 1 「画期的」であり「有力なたたき台」
- 2 報道・世論の変化と政党
- 3 並立制の実現までの曲折

八 おわりに——世論形成における知識人の役割とは

- 1 並立制の評価は？
- 2 知識人の説明責任は果たされたか

五 八次審の開始と問題点

前稿（1）では、首相の諮問機関である選挙制度審議会の活動について、一九六一年の設置から八九年の八次審再

「政治改革」への世論形成（及川）

開までの経緯を、選挙区制度の論議を中心に、政治環境の変化とともに分析・検証してきた。小選挙区制度の導入を志向する自民党と反対する野党、その狭間で七次審まで議論は続き、統一した答申には至らなかったものの小選挙区制度を軸に比例代表制度を加えた案を多数意見として七二年に報告した。これを好機ととらえた田中角栄内閣が七三年、七次審報告の案とはやや異なるものの、小選挙区比例代表（並立）制の導入を性急に試みて失敗する。その後およそ一七年もの休眠期間を経て、「政治とカネ」をめぐる醜聞の広がり为契机として八九年六月、宇野宗佑首相の指示で八次審が発足した。

本稿では八次審の議論と答申、および政治的影響力について分析してゆく予定だが、それは先行研究や当時の報道に頼る部分が大きく、不十分なものにならざるを得ないことを、断っておかなければならない。筆者の能力の問題はもちろんあるにせよ、七次審までと異なり八次審は非公開で行われたうえに議事録・速記録も公表されていないし、その存在の有無すら明らかでない。

八次審では、第三者機関としての機能を純化し、政党色を排除した答申を出すために、七次審まで任命していた国會議員からの特別委員をあえて廃したとの説明が⁽¹⁾されていた。しかし公共政策の検証や透明性という観点からは、明らかに七次審までの方が公正といえる。この点は本稿の最後に考察を加えることにする。

1 委員の顔ぶれと特徴

八九年六月二八日、宇野首相に任命された委員二七人を、筆者の判断で出身職業別に分類して左記に列举する。この後、七次審までと同様に第一、第二の各委員会に分けて議論が進められ、第一委員会は主に選挙制度について、第二委員会は主に政治資金について扱い、委員長報告をまとめている。その委員会所属についても記した。肩書は就任

時のものである。

■学者・大学教授（四人）

阿部照哉（京都大学法学部教授・憲法） || 第一委員会

佐々木毅（東京大学法学部教授、政治学） || 第二委員会

佐藤功（東海大学法学部長、憲法） || 副会長

堀江湛（慶応義塾大学法学部長、政治学） || 第一委員会委員長

■マスコミ・報道関係者（一二二人）

新井明（日本経済新聞社社長） || 第一委員会

内田健三（元共同通信論説委員長、法政大学法学部教授） || 第一委員会

川島正英（朝日新聞東京本社編集委員） || 第一委員会

清原武彦（産経新聞社論説委員長） || 第一委員会

草柳大蔵（評論家） || 第二委員会

小林与三次（日本新聞協会会長、読売新聞社社長、元自治事務次官） || 会長

齋藤明（毎日新聞社論説委員長） || 第一委員会

中川順（社日本民間放送連盟会長、テレビ東京社長） || 第二委員会

成田正路（日本放送協会解説委員長） || 第二委員会

「政治改革」への世論形成（及川）

播谷実（読売新聞社論説委員長） 〓 第一委員会

山本朗（都道府県選挙管理委員会連合会会長、中国新聞社社長） 〓 第二委員会

屋山太郎（評論家） 〓 第一委員会

■元官僚・法曹関係者（八人）

新井裕（日本アジア航空㈱顧問、元警察庁長官） 〓 第一委員会

江幡修三（弁護士、元検事総長） 〓 第二委員会

河野義克（財東京市政調査会理事長、元参院事務総長） 〓 第二委員会委員長

坂本春生（元札幌通産局長、第一勧業銀行顧問） 〓 第二委員会

藤田晴子（財明るい選挙推進協会理事、元国立国会図書館専門調査員） 〓 第一委員会

堀家嘉郎（弁護士、中央選挙管理会委員） 〓 第二委員会

皆川迪夫（元総理府総務副長官、地方財政審議会委員） 〓 第一委員会

吉国一郎（元内閣法制局長官、日本プロ野球コミッショナー） 〓 第二委員会

■財界・経済人（二人）

石原俊（経済同友会代表幹事、日産自動車㈱会長） 〓 第二委員会

亀井正夫（住友電工㈱会長、日経連副会長） 〓 第一委員会

■労働組合（一人）

豎山利文（全日本民間労働組合連合会会長）Ⅱ第一委員会

七次審の委員三〇人と比較してみよう。七次審の職業分類は肩書から筆者が判断した。その結果、学者Ⅱ一〇人、マスコミ・報道関係Ⅱ七人、元官僚・法曹Ⅱ八人、財界Ⅱ四人、その他Ⅱ一人というのが、七次審の顔ぶれであった。一見して目を引くのが、八次審におけるマスコミ・報道関係者の増員である。人数もさることながら、新聞社関係で「全国紙」は五社すべてから、しかもOBでなく現役の幹部または社員が委員に選ばれている。また内田健三は、当時の肩書は大学教授であり、報道やそれを引用した先行研究でも「政治学者」に区分されている。しかし、共同通信の政治部長や論説委員長を務めた経歴から見て、転身して日の浅い「政治学者」というよりも報道関係者の性格がより濃厚と見た方が妥当であろう。評論家の屋山太郎も、もともと時事通信の政治記者を長く務めていた人物である。主要な新聞・通信社出身者に加えて、TVからもNHKと民放の代表が委員に入った。世論形成に大きな影響力を持つ大手報道機関が、政府の審議会においてこまで「揃い踏み」するのは異例といえる。

国内最大部数を持つ読売新聞からは、社長と論説委員長が同時に委員に選ばれている。小林与三次は八次審の中で唯一の委員経験者であり、会長候補として別枠ということだろう。予定通り第一回審議会で小林が会長に、副会長には憲法学者の佐藤功が互選され、マスコミの重鎮と学者という七次審までの正副会長コンビの形が踏襲された。後日に決定された第一委員会は政治学者の堀江湛が委員長となって委員は一人、第二委員会は国会職員OBの河野義克が委員長で委員一〇人である。

なお、委員の中で豎山利文は、全日本労働組合連合会（民間「連合」）に総評などの官公労が合流した「連合」の

発足に伴って九〇年三月に辞任し、代わって新「連合」会長の山岸章が委員に就任した。答申時の委員が山岸であったため、堅山の存在は忘れられがちだが、山岸に交代した時期は一次答申の直前であり、小選挙区比例代表「並立」制への方向性は固まっていた。後述するように、審議会に労働組合の代表が入ったのは初めてであり、山岸でなく堅山が当初から大半の期間で委員を務めていた意味も、小さくはなかった。

2 当初から「並立制シフト」

八次審会長となった小林は、自治事務次官を長く務めた後に読売に転じてすぐ経営陣入りした経歴から見ても——岳父である正力松太郎と同様に——言論人・報道人とは位置づけ難い人物である。明確に保守人脈の中にある元官僚トップが、新聞社にせよテレビ局にせよ報道機関に「天下り」して経営者となるのは極めて珍しい。小林の存在は、一九八〇年代に読売の論調が政府自民党寄りに傾斜してゆく背景になったと見ることもできる。

前稿で紹介したように、小林は七次審までの議論において、当初、単純小選挙区制を支持していたが、後に小選挙区を主軸に比例代表制を組み合わせる方式を打ち出していた。会長就任にあたって、小林がかつて明確な小選挙区制支持者であったことが、管見の限りではなぜか報道されていないようである。小林自身は、八次審の会長ポストが自分に回ってくるのは当然という自負があったようで、その言動からは伝わってくるのは報道・言論機関のトップという自覚よりも、選挙制度に通じた元自治官僚、あるいは保守政治家に近い感覚である。⁽²⁾

一方、当時の自民党で小選挙区比例代表制導入の旗振り役であった後藤田正晴は小林同様に内務官僚の出身で、主として警察畑の道を歩んだが、内務省およびその解体後の自治庁（当時）において小林の部下だった経験が複数回あり、それなりに親しい関係と推定しても無理はないだろう。⁽³⁾ 八八年、リクルート社による政界への利益提供問題を契

機に本格化した「政治改革」論議の中で、当時の首相、竹下登に選挙制度審議会の活用を助言した一人が後藤田であった可能性は高い。

八次審に関して当時、小林と後藤田の間にどんなやり取りがあったのか、あるいはなかったのか、記録も証言もない。しかし、後藤田の主宰する自民党の政治改革委員会はすでに八九年五月に小選挙区比例代表「並立」制の導入を盛り込んだ政治改革大綱を発表していた。やり取りの有無にかかわらず「阿吽の呼吸」による協調も想像されるところである。八九年一月、自民党が次期衆議院選挙の公約づくりを進めていた際に「八次審の答申を尊重する」という趣旨の文言を盛り込んだという状況証拠から、答申が並立制でなく比例代表が主軸の「併用制」となる可能性はないと最初から見込んでいたようでもある。⁽⁴⁾

選挙制度を担当する第一委員会の委員長に選ばれた政治学者の堀江が、就任前から明確に並立制を支持していたかどうかははっきりしない。しかし、後述するように審議経過を見る限りでは、並立制を多数意見として取りまとめる方向性は、かなり早い段階で持っていたように思われる。第一委員会の実質的に半年強の審議で並立制の採用の方針を固めているからである。そして、財界を代表する形で委員となった亀井正夫は、前稿で既述した社会経済国民会議の主要メンバーの一人であり、考え方としては後藤田に近かった。⁽⁵⁾

以上のような経緯から見て、政府および自民党が長らく休眠状態にあった審議会を再び発足させた理由の一つは、小選挙区比例代表並立制（八次審開始時点では七次審報告に倣ってまだ「併立」制と呼ばれていた）の採用を答申することを期待したからであることは、まず間違いないだろう。「最大の理由」と表現しても、不適切ではないかもしれない。

前稿で見たように、もともと八次審の再開を決めた竹下には並立制を採用したい意向があった。その意向は竹下退陣後も後藤田に引き継がれ、七次審までの議論において小選挙区制支持の委員であった小林を会長に据え、キーパーソンとなる第一委員会の委員長に堀江を起用し、その下に亀井を配したのは、結果からみて「並立制シフト」であったことも明らかである。このような委員の人選案を作成したのは選挙制度審議会の事務局を担当する自治省選挙課（当時）であろうが、彼らにとって大先輩である小林に会長を引き受けてもらう以上、その意向がかなりの程度、反映されていることもまた常識であろう。全国紙すべてをはじめとする主要報道機関からの委員を並べてみせたことも、世論対策以外の理由は考えにくい。

『読売新聞』は小林への会長就任要請を報じた段階で、「「小選挙区制」導人が最大の焦点」との解説を付している。⁽⁶⁾

3 政局の流動化と審議への影響

八九年六月二八日、宇野首相が二七人の委員を正式に任命したうえで八次審の第一回総会が開かれ「選挙制度及び政治資金制度の根本的改革のための具体的な方策を示されたい」との諮問がなされた。さらに宇野は委員との意見交換の中で「来年一月が国会開設一〇〇年にあたるので、今年度中にもできることをまとめていただき、来年秋に向けて法制化に取り組んでいきたい」との意向を表明する。

しかし、竹下内閣の時期から引きずるリクルート問題と四月から税率3%で実施された消費税への国民の反発は、政府自民党の予想以上に大きかった。さらに就任まもない宇野自身の女性問題まで報じられ反響を呼んでいたさなかで、七月二三日投開票と決まっている参議院選挙の結果次第では政局が流動化することが予想された状況下での「政治改革」第三者機関のスタートとなった。

また第一回総会では正副会長と一〇人の運営委員会が選ばれ、第二回総会は参院選後に開いて、九月から委員会を設置し、具体的な課題を検討することを申し合わせた。会長の小林が記者会見で「現行（選挙）制度は政策に基づいた政治活動になっていない」と述べて「抜本改革の方針を明らかにし」たことは、報道通り小選挙区制の導入の可否が焦点であることを示唆するものであった。

この初会合ではもう一つ、重要な決定がされていた。七次審まで公開されていた議事録（速記録）を、八次審では非公開にするとの申し合わせである。しかしこの段階でそれが公表されることも報じられることもなく、八次審の答申後、政治改革関連法案の国会審議の過程で明らかとなる。

参院選では自民党への相当な逆風が認識されていたが、結果は予想を超えるもので、国会議員選挙としては結党以来の大敗となり、参院で過半数を割り込む「ねじれ国会」が現出した。野党の中では社会党だけが突出して得票を伸ばし、改選議席中、自民党を上回って最大議席を獲得するという空前絶後の好成績を収めた。宇野は引責辞任を表明し、後任には海部俊樹が選ばれた。

従来、小選挙区制の導入に強く反対してきた社会党が、参院一人区の過半で自民党を凌駕する得票を示したことは、自民党にとっては衝撃的な敗北ではあったが、小選挙区比例代表並立制の導入という観点に立てば、ある意味で「天祐」とも言えた。八次審の一次答申後のインタビューで小林は、参院選一人区での社会党の大勝が並立制採用に「非常に大きな影響があった」と認めている⁽⁷⁾。

六 八次審の議論経過

参院選と宇野内閣の総辞職、海部内閣の成立を経て、八次審の実質的な審議が再開されたのは八九年九月である。その内容は多岐にわたるが、本稿では当時から最も注目され重要視された衆院選挙制度に関する議論に絞って、七次審までの経過も踏まえ、政治の動向を交えつつ検討する。ただし既述のように正規の記録がないため、断片的な新聞報道を基にした。

1 並立制の既定路線化

第一委員会は九月二日から議論を開始し、七次審までの答申・報告とその経過を検討したうえで、中選挙区の問題点などの話し合いを重ねていった。当初から小選挙区制の導入が眼目と見なされていたことは、一〇月二日に「政府筋」（内閣官房ないしは自治省の幹部と推測される）が次のような見通しを示したと報じられたことでも分かる。

「九〇年三月に（八次審）答申を受けた後、政府提案の法案を九〇年秋の臨時国会で成立することになる」「小選挙区制度導入も入ることになるだろう」⁽⁸⁾

参院選後の新しい自民党執行部では小沢一郎幹事長、三塚博政調会長らが小選挙区制度の導入に意欲を見せ、公明党・社会党などから警戒・反対の声が上がる中で、一〇月一六日の第一委員会では民間「連合」会長の堅山利文が「衆院に比例代表制を導入すべきだと考えているが、小選挙区制を含めて大いに区制論議をすることにやぶさかではない」と発言した。⁽⁹⁾ 前稿で述べた通り、八次審発足以前から自動車総連幹部などが小選挙区制の部分的な容認論にも

言及しており、官公労が合流する「連合」発足を控えた野党再編論の高まりと、参院選における社会党の予想以上の圧勝ぶりが、かつてタブー視された小選挙区制の検討を可能とする状況を生んでいた。

一〇月二七日の八次審総会では、第一委員会の中間報告を基に「現行中選挙区制の廃止と新制度の導入」を了承した。そして十一月九日の第一委員会第五回会合の内容は、「現行の中選挙区制に代わる新たな選挙制度」として「一部に都道府県単位の比例代表制と言った提案があったものの、全体としては小選挙区制と比例代表制の組み合わせ案を支持する意見が大勢を占めた」と報じられた。⁽¹⁰⁾ 非公開で行われた討論で、一三人の委員の「大勢を占める」ほど小選挙区比例代表制への支持が、この時点で圧倒的に多かったのか。事実は検証不能だが、少なくとも委員長の堀江（ないし自治省の担当幹部）は報道陣にそのように説明したのだろう。続く一月二一日の第一委員会第六回会合では委員からの提案を求めた結果、具体的に並立制を提案したのは一人だけであったが、「併（並）立制を支持する意見が目立った」と報じられている。⁽¹¹⁾

三月の答申という日程が前提になっていたとはいえ、実質的な審議が二カ月程度のうちに、八次審は並立制が既定路線であるかのように扱っている。当然ながら野党は反発した。ここまでの議論を見る限り、外形的には自民党が先んじて打ち出していた「政治改革」の方針を追認するのが八次審の役割であることは明らかであった。

一月二八日と二月七日には、国会議員の特別委員を排した議論としたことの代替的な意味合いで、各政党からの意見聴取を行う予定だった。しかし自民党以外の野党は欠席した。二月五日に行われた衆院公職選挙法改正調査特別委員会に小林会長が参考人として招致され、公明党の委員から「審議会は小選挙区制論者が多く、小選挙区制の方向へ世論をリードしようとしているのではないか」という核心を突く質問が出た。

2 「併用制」の検討

衆院公選特委で、あたかも野党側からの「追及」を受けるかのような立場となった小林は「選挙制度は政局の安定、政権交代の可能性に加え、民意の公平、公正な反映などの要素を合わせて考える必要がある」「議論が一方（小選挙区制）に偏っているというのは誤解だ」と説明した。さらに「中選挙区制を改めるかどうかは最終段階で決める」と表明したのは、審議の進行状況から見ると明らかに後退といえる。

ここに至って、これまで並立制の採用に向けて順調に進んできた八次審は、一時的な方向転換を余儀なくされた。第一委員会が一二月一九日に開いた会合では、委員から「小選挙区比例代表併用制」も検討の余地がある」との考えが示され、併用制を議論の対象に加えることにした。七次審までの委員の間でも一定の支持があった方式である。

併用制は本質的に比例代表制であり、比例区、選挙区の二票制ながら政党別の議席配分はほぼ比例票数に応じて決まる。ただし当選者の決定は小選挙区票の獲得順となる。採用している代表的な国は西ドイツ（当時）なので「西独方式」とも呼ばれてきたが、西独では少数政党の乱立を防ぐ規定（全体で得票率五％に満たない政党には原則として議席配分なし）を付けているのが大きな特徴といえる。二一世紀に至るまで、併用制は各国から理想的な選挙制度と評価されてきており、比例区を基本とする案は日本でもいわゆる知識層、および野党の間では支持する声が多かった。⁽¹²⁾

八次審の委員の中では、堀江以外で唯一の政治学者である佐々木毅が、いわゆる論壇「出世作」として注目を受けた『いま政治になにが可能か』で、比例代表制への改革を提唱している。⁽¹³⁾

この後、翌一九九〇年にかけて政局は衆院の解散含みで推移し、解散から投開票日（二月一八日）までの間、八次審は中断期間に入る。選挙結果は、社会党が改選前議席を大きく伸ばしたものの、他野党が振るわず「独り勝ち」、

ただし参院選とは違って自民党は議席を減らしながらも安定多数は確保して踏みとどまった。

九〇年三月に第一委員会は協議を再開、二二日の一三回目となる会合で、委員長報告に向けた集約を行った。その結果①小選挙区の議席数が六割、比例代表区が四割の並立制で二票制②比例区は全国一〇ブロック程度に分割する③小選挙区と比例区の重複立候補を認める——などの意見が「ほぼ大勢となった」⁽¹⁴⁾。議論の過程では小選挙区と比例区の割合は五対五とすべきという意見もあったが「民意を敏感に反映し、政権交代の可能性が高まる」との観点から六対四が望ましいとされた。これは、選挙区を変更する場合の区割り作業との関係で、論点の一つであった一票の格差を二倍以内とする方針も影響したという。⁽¹⁵⁾

三月を目指していた答申は四月にずれ込んだが、続く四月三日の第一委員会は、並立制が望ましいとする方向を確認する場となり、この時点で、衆院を中選挙区制から小選挙区比例代表並立制へと改変する答申の柱が固まった。ただし、この日の委員会では併用制を求める意見もあったことが紹介されている。主な意見としては次の通りである。⁽¹⁶⁾

佐藤功（副会長） 基本的には併用型が良いと思う。今後多党制に進むか、二大政党制の方向に進むか議論があるが、二大政党制への志向を考えるのは適当ではない。

山岸章 並立型と併用型は一長一短あるが、併用型がベターだ。せっかく答申しても国会でずたずたにされると意味がない。第三党や第四党などから見ると、併用型を選択しやすいのではないか。

内田健三 理論的には併用型がすすきりする。小選挙区は政局の安定につながりやすく、比例代表制は社会の多様化に対応しやすいと言われるが、人為的に（選挙制度で）安定を作るのはよいことだろうか。

しかし委員長の堀江は全体のスケジュール上、この日で併用制の検討を打ち切り、並立制を確定させる考えだったようだ。「併用型という有力な議論もあったが大勢は並立型の考え方だと思う。並立型を委員会としての結論とした」と述べて審議を締めくくった

非公開で行われた委員会において、前記の三人のほかに並立制への反対論、慎重論はなかったのか、あえてこの三人の意見を報道向けに伝えたのは堀江の判断か、事務局の自治省側の手回しによるものか、はたまた三人が積極的に取材に応じたものか、そこは分からない。いわゆる「ガス抜き」、並立制反対派の「顔を立てた」議論であった側面が濃厚に感じられるものの、労働界代表として堅山から委員を引き継いだばかりの山岸の意見はいまひとつ迫力に欠ける。審議の大半に参加してきた堅山が、並立制に必ずしも反対でない態度を取ってきたことから、強い反対論は展開しにくかったと思われる。

また、特に注目したいのは、マスコミを代表して新聞社、TV局から参加している委員たちの意見が表に出ていないことである。議論の細かい経過や個々の賛否などは、自社から出ている委員に取材すればかなり詳細に判明したと思われるが、取材自粛の申し合わせでもあったのか、あるいは取材はしても自社委員の立場を「忖度」して直接的な報道は控えたのだろうか。これらの委員が最初から「非公開審議」「議事録も非公開」に同意していたとすれば、審議過程を詳らかにするのも当然、憚られただろう。

四月一〇日に並立制での委員長報告が了承され、八次審はこれを基にした答申の作成へと移る。副会長の佐藤功が起草委員長となった。この段階で早くも『読売新聞』が「「並立制」で政治の新時代を開け」という社説を掲げた。⁽¹⁷⁾ 報告について「現状で考えられる案としては妥当なもの」と評価したうえで、自民党政府による過去二回の小選挙区

制導入の試みとの「大きな相違」が「(八九年)参院選の自民党の惨敗と、(九〇年の)衆院総選挙区での野党の不振」であると指摘した。なぜなら「与党に失政があったり、野党に魅力があれば、小選挙区制のもとで政権交代が起きる可能性が高い」「その反面、いまの中選挙区制では野党の政権獲得がいかに困難かが、実証された」からであるという。直近の選挙結果が八次審の「並立制」の選択に影響したことを示す傍証といえよう。

この後三〇年余の政党政治の推移を見る限り、この読売社説で示された並立制の評価——八次審会長である小林の意図と同一と考えてよいだろう——が的確なものであったとは言い難い。皮肉なことに、政権交代は中選挙区制下で最後となる衆院選で起こったし、それが並立制の導入を可能にした。さらに導入後の短期間に終わった政権交代と、その反動(バックラッシュ)に対しては、いずれにも多くの批判があることは周知の通りである。

七 一次答申とその後

八次審の小林与三次会長は九〇年四月二六日、海部首相に一次答申を提出した。その主な内容は、衆院選挙制度を小選挙区比例代表並立制に改革すること、政党への公的助成、および腐敗防止のための秘書も含む連座制や違反者の有罪確定から五年間立候補禁止などの制裁強化である。衆院選挙制度に関しては、小選挙区と比例区の一人二票投票制で、総議席数は五〇〇程度、うち選挙区が六割。残り四割は比例区で、全国一ブロックに分割して選出する。重複立候補を認め、小選挙区落選者の比例区での「復活当選」、比例同一順位の当落は小選挙区での「惜敗率」に基づくことも事実上規定された。これらは、結果的に一九九四年の政治改革関連法案で実現する内容とほぼ同一である。

この後、八次審は衆院小選挙区の区割り案策定作業に入るとともに、七月三十一日には参院選挙制度改革と政党への

公的助成に関する二次答申を提出しているが、本稿では引き続き一次答申に示された選挙区制度を中心に分析してゆく。

1 「画期的」であり「有力なたたき台」

八次審が衆院で「並立制」を妥当とした論理展開はどのようなものであったのか。答申文から一部要約して引用しておく。

①「今日、我が国は、山積する国内的諸課題の解決を迫られており、また国際的にも、世界の平和と繁栄のための積極的貢献を求められている。これらの重要課題に対応するために、我が国の政治に求められているのは、国民の信頼に支えられつつ、国民的合意を果たすことである」

②「中選挙区制の下においては、政権党をめざす限り、同一選挙区で同一政党から複数の候補者が立候補することになり、政党、政策の争いというよりは個人同士の争いとならざるを得ない。わが国の社会風土もあり、選挙や政治活動が候補者と有権者の個人的なつながりに依存しがちとなり、選挙に要する資金の膨張をもたらすことになる」

③「〔中選挙区制では〕長年にわたり政党間の勢力状況が固定化し、政権交代が行われず、生じている種々の問題は制度の運用のみではもはや改善しえないものであり、政策本位、政党本位の選挙を実現するためには、現行選挙制度を抜本的に改革することが必要である」

④「〔小選挙区制を必要とする理由は〕時代の変化に即応する政治が行われるためには、民意の正確な反映と同時に、

民意の集約、政治における意思決定と責任の帰属の明確化、政権交代により政治に緊張感が保たれることが必要であり、これらの要請には比例代表制より小選挙区制がよりよく適合する」

⑤「（併用制をとらず並立制とする理由は）併用制は小党分立となり連立政権となる可能性が高く、連立政権は政権を担当する政党が国民によって直接選択されるのではなく、政党間の交渉によって決定されてしまう。政治における意思決定の責任の帰属の明確化及び政権交代の可能性を重視すべきことと、少数意見の国政への反映にも配慮する必要があることを考慮して、小選挙区比例代表並立制が適当である」

まず①では「国際貢献」にまで言及して重要な政治課題への対応が迫られていることを強調している。「政治改革」の究極の目的が国際環境の変化に対応するための意思決定の迅速化であることを示唆した表現である。②は「政治改革」の直接の要因、つまり政治とカネの問題が、現行中選挙区制度によってもたらされているとする解釈を示した。そして③は「政策本位の選挙」、④は「政権交代」という大義名分で小選挙区制を正当化する。⑤では併用制を否定する理由として、連立政権になる可能性が高いことを挙げた。

これらに注意深く読めば、二一世紀に入ってより盛んになる「決められる政治」（反対者側からみれば「決めすぎる」政治）への志向が、ほのかに浮かび上がってくる。「少数意見の反映」をうたってはいるものの、「意思決定と責任の帰属の明確化」を繰り返して強調しており、多数派の政権により強い政策推進力を持たせることを意図したものであろう。ただし、小選挙区は基本的に二大政党制を前提としたものであるはずだが、そこへの言及は避けている。

当時、自治省選挙課長として八次審事務局の任にあった田中宗孝は、二次答申と併せて「第一次から第七次までの選挙制度審議会の沿革において、このような抜本的な改革案を取りまとめて答申された例はなく、そのような意味に

おいても画期的なものであった」と、極めて高い「自己評価」を後に披露している。⁽¹⁸⁾

八次審に委員を出している全国紙は答申を軒並み四月二七日付朝刊一面トップで扱い、その他の頁でも大きな特集記事・有識者インタビューの連載記事などを数日にわたり展開した。仮にこの答申通りに衆院選が行われれば、どんな結果が予想できるのか。七三年の田中内閣時と同様に、新聞社が直近の選挙結果に基づく試算（シミュレーション）を、一次答申の直後に掲載している。法案成立の日程が明確ではない段階ながら、報道側はこの一次答申案が実現する可能性は高いと見ていたことが分かる。

試算の結果、自民党が大きく議席を伸ばし、公明、共産、民社という小政党が縮小するという予測がマスメディアの間で支配的であったのは、七三年の田中内閣時と変わらなかった。『朝日新聞』が二七日付朝刊で展開した特集面によると、衆院小選挙区定数三〇一、比例区定数二〇〇での「並立制」で、過去三回の衆参両院選挙得票の平均値を使って試算した場合、自民党は比例区での当選者が過半数を下回るものの小選挙区では大半を占め、合計で全議席の約七五％にあたる三七五人が当選する圧勝となる予想だ。小選挙区と比例区の比率を五対五とした場合でも、自民党は三一六議席の大勝、第二党の社会党が一二二議席となるが、公明、民社、共産が「惨敗」となるのは変わらない。

一方、答申が不採用とした併用制での試算も示された。この場合は自民党が一九三議席と過半数を大きく割り込む一方、社会党の一三二を筆頭に公明七三、民社三三、共産四五、その他二四と「共産党を除く野党」による連立政権も不可能ではない結果が出た。

2 報道・世論の変化と政党

こうした試算結果にもかかわらず、『朝日』は社説で「現行（中選挙区）制度の弊害はその極にきている」「答申が提案した小選挙区比例代表並立制を有力なたき台として国民的合意を求めて議論すべきだと考える」と踏み込んだ。⁽¹⁹⁾審議会会長の小林をトップに頂く『読売』が、並立制に向けて前のめりになったのは想定し得ることだが、当時まだマスメディアの中で主導的な影響力を保っていた『朝日』が、社論として小選挙区を認める方針を打ち出したのは七三年の田中内閣と比べて大きな変化といえる。八次審に委員を出していたことが影響していたと考えるのが当然だ。

一方、『毎日新聞』は社説で「民意の公正な反映という点では、むしろ西独型の併用制を検討すべきだろう」と主張した。並立制の問題点として「二大政党がほぼ拮抗している英国や米国と違い、自民党と野党勢力の得票率に大きな落差がある日本では、「並立制」はかえって自民党の単独支配を固定化する可能性がある」と指摘して、政権交代の可能性について懐疑的な見方を示した。答申から三一年あまり経過した本稿作成時点では、当時の三大紙の中で『毎日』の見通しが比較的、妥当なものであったことが分かる。

八次審の答申と『読売』『朝日』に代表されるような報道論調の変化は、世論形成にどのような影響を及ぼしたのか。一例として世論調査を概観しよう。八次審が発足するのとはほぼ同時期、八九年六月の『日本経済新聞』調査⁽²⁰⁾によると、政治改革に最も期待することは何か、との設問に対して、「自民党が抜本的な改革として打ち出した「小選挙区制の導入」は四・八％にとどまる。最も多かったのは「政治資金の規制強化」三四・七％、「派閥の解消」二八・七％であった。

これが一次答申後にどう変わったのか。『日経』九〇年六月の調査によると、⁽²¹⁾現行の中選挙区制度について「全面的な改革を望む」回答が二八・六％、「手直し」を求める回答が三二・三％だった。この時点で「衆院選挙制度改革

の柱として浮上している小選挙区比例代表並立制」を「知っている」の答えたのは約三三%、その回答者に並立制の評価をたずねたところ、「問題が多い」「評価できない」という否定的な答えが計約五三%、「望ましい」「おおむねいい」という肯定的な答えが計約三六%となった。

また、『朝日』の九〇年九月世論調査によると、並立制について賛成三六%、反対三二%。「政治改革で一番力を入れてほしいことは何か」との設問では、最も多かったのは「政治家のモラル確立」四三%、続いて「政治資金の規制」二三%、その他の「政権交代の可能な政界再編成」「選挙制度の改革」「一票の格差の是正」はいずれも一〇%未満であった。

八次審の答申如何にかかわらず、「政治改革」について世論の大勢が求めていたのは、選挙制度改革ではなく「政治とカネ」問題の解消であったことが、これらの世論調査でかなり明確に示されている。答申とそれを受けての大大小小的な報道によって、並立制の認知はそれなりに進んだが、それでも世論の理解が十分に得られたと言えるような状況には、ほど遠いものだった。

八次審の意見聴取は拒否で一致した野党だが、七三年田中内閣時のように反対で結束できるような単純な状況ではなくなっていた。最も大きな変化は、最大の支持基盤である労働界が共産党系など一部を除いて一本化した「連合」が誕生していたことだ。「総評・社会党ブロック」「同盟・民社党ブロック」の溶解に伴う政界再編論の高まりは、自民党にとって野党を小選挙区制へといざなう絶好の環境といえた。とくに「二大政党制」での政権交代も想定しうる八九年参院選、九〇年衆院選の結果は、社会党に少なからぬ動揺をもたらした。

一次答申の直後に、自民党の後藤田は取材に対し「ワシが社会党の委員長だったら（並立制の）話に乗る。先の衆

院選での社会党はトップ当選が多く得票率も上がったが、与野党の議席差に大きな変動はなかった。小選挙区制の方が端的に民意は反映される」と巧みな説得を展開している。一方、ある社会党幹部は「政権を本気で考えるなら、小選挙区を勝ち上がらなければならないし、小選挙区制が一気に政界再編を加速することも間違いない」。社会党支持労組の幹部は「今は他の野党との横並びを考えて口には出さないが、ホンネでは小選挙区制導入賛成論が党内にはかなりある」とまで語った。さらに公明党首脳（通常は委員長か書記長をさす）も、「(答申案を) 比例代表に重点をかけるように大幅に変えるのなら、並立制も検討の対象になり得る」と微妙な発言をしている⁽²³⁾。

先に検討したように、この当時世論一般に選挙制度改革を求める声が多かったわけではなく、並立制の導入はあくまで自民党に限っての、しかし多年にわたる志向であった。リクルート問題に端を発した「政治とカネ」への批判を受けて、自民党内にもある程度は反省が生まれ、過剰な資金集めの原因を中選挙区制による「同士討ち」の競争に求める意見が一定の説得力を持った。それは本来、自民党固有の「お家の事情」でしかなかったはずだが、この時期の二つの国政選挙の結果によって社会党にも揺らぎが生じ、政界再編への予感と絡み合いながら「政治業界全体の事情」へと拡大していった。自民党側から見れば、拡大することになり成功した。

そうした「業界の事情」に、政治觀察のプロフェッショナルである学者や報道関係者が少なからず反応した。それが八次審の「並立制」に一本化した答申を可能にしたといえる。なまじ「業界の事情」に詳しい専門家たちは、業界の論理に巻き込まれやすい体質を持っている。これはどんな世界のどんな分野でも共通する現象だろう。

3 並立制の実現までの曲折

八次審の答申後、並立制が実現するまでの曲折を、ごく簡略にたどっておこう。

八九年六月に発足した八次審が短期間の議論で答申を急いだのは、もともと九〇年度内の法案提出と成立という政治日程を目指していたからである。しかし当初の想定と異なり、答申自体がやや遅れたうえに衆院の区割り作業にも時間を要した。区割り案が具体化すると、自民党内にも選挙基盤の弱い若手議員を中心に並立制への懸念の声が増え、小泉純一郎のような中堅以上の議員にも反対者が出てきた。

それでも小沢幹事長ら執行部は積極的で、九〇年一月に衆院小選挙区三〇〇議席、比例代表は全国単位で一七一議席とする並立制が党議決定された。ところが九〇年八月に政治改革関連三法案が国会に提出されても自民党内の反対は止まず、社会党など野党も反対する中、審議未了で廃案となる。この余波で一〇月に海部首相が辞任し、後継の総裁選挙で宮澤喜一が渡辺美智雄と三塚博を破って当選し、次の首相に就任した。

「政治改革」は宮澤内閣でも懸案となり、自民党は衆院五〇〇議席の単純小選挙区へと方針を変えて法案化、九三年四月に国会へ提出する。これに対して社会党と公明党は、八次審が不採用とした併用制を対案として打ち出した。一方で亀井正夫、堀江湛、佐々木毅、内田健三ら八次審のメンバーが参加した民間政治臨調（政治改革推進協議会）が、比例代表に一部小選挙区を加味した形の「連用制」を提唱する。社会党などがこれに沿った修正を行うなどの動きがあったものの、結局いずれも成立はせず、自民党からこの結果に不満を持った小沢一郎らのグループが分裂するという結果となった。

小沢グループの離反で内閣不信任案が一三年ぶりに成立したことによって宮澤は衆院を解散、九三年七月に行われた衆院選の結果は、小沢と羽田孜、武村正義ら複数グループの離党によって予想通り自民党が過半数を大きく割りこんだ。そして小沢の主導により、日本新党の細川護熙を首班として共産党を除く全野党が参加した非自民連立政権が成立する。細川内閣の最重要課題も政治改革であり、衆院は二票制で小選挙区と比例区各二五〇という「穏健な多党

制」志向の強い政治改革関連法案がまとまる。しかし小選挙区三〇〇を主張する自民党への譲歩、社会党内の造反による参院での否決を経て、最終的に自民党との合意で九四年三月に成立したのは、二票制で小選挙区三〇〇、比例区二〇〇（全国一ブロック）という、八次審の答申とほぼ同一の内容となった。

政治的なハプニングと駆け引きを経ての「落としどころ」が八次審答申と重なったのは、偶然による要素も含まれるが、やはり第三者機関が作った「ひな形」としての効力が、四年近い曲折を経ても失われていなかったことを示している。

八 おわりに——世論形成における知識人の役割とは

1 並立制の評価は？

前稿冒頭で記したように、九四年政治改革関連法案の成立から三〇年が近づき、「政治改革」への歴史的な評価を広く議論すべき時期に来ている。特に「改革」の眼目であった衆院小選挙区比例代表並立制に関して、八次審が答申でうたった「政策本位、政党本位の選挙を実現し、政権交代の可能性を高める」目的は達成されたのだろうか。完全な失敗とまでは断定できないが、成功からはほど遠い結果に終わった、というのが筆者の評価である。

並立制の導入は二大政党による政権交代を明示したものではなかった。しかし小選挙区制度を主軸とすることで、自民党に対抗する政治勢力の結集を期待していたことは明らかである。その点に限っては、ほぼ失敗したと言っていだろう。

本稿を校正している二〇二一年七月末時点で、衆院は任期のため約四か月以内に選挙が行われることが確定している。二〇〇九年または二〇一二年の同じ時期とは違って、政権交代を予感させるほどの現象は見えない。自民党・公明党の連立政権が二〇二四年まで続く可能性は高いと思われる。仮にそうなれば、自民党が政権に就かなかった期間は「政治改革」後の三〇年間でおよそ三年半程度ということになる。

自民党に代わり得る政党として九〇年代に小沢らが構想した新進党は短期間で挫折し、続いて民主党がある程度は成長して、やはり小沢の主導によって二〇〇九年の政権交代が実現した。しかし民主党政権は三年余りで終わり、党も内紛を繰り返して分裂して消散する。八次審査申当時の「政界再編」論は、労組員八〇〇万人の「連合」に期待した部分が大きかったが、連合の影響力は八九年の結成直後がピークで、その後は社会党時代の総評にも及ばないほど低落した。これは民営化や、公務員への逆風で旧官公労の政治活動が低調になったことが大きい。非正規雇用の増大で、労働組合への社会的評価も低下し続けた。

一方、並立制は比例代表の加味によって公明党、共産党という小政党が生き残ることを可能にして、公明党は自民党支配を実質的に補完する勢力に回った。共産党は、大半の小選挙区に当選可能性を度外視して公認候補を立て続け、自民党への批判票を吸収することで、自民党に対抗する政治勢力の結集を妨げてきた。

結局、並立制で「自民党の単独支配を固定化する可能性がある」（一次答申に対する『毎日新聞』社説）という見通しが、最も実態に近かったことになる。無論、自民党の後藤田や小沢らが、自民党の単独支配の固定化までもくろむ「陰謀」から並立制を推進したとまでは思えない。後藤田には保守政治の金権体質と国民の信頼低下に対する危機感があった。小沢の場合、冷戦後の国際環境の変化と旧態依然の日本政治の格差に対する危機感があって、小選挙区制を使った「決められる政治」への志向が強まったと思われる。しかし彼ら自民党側には、並立制ならどう転んでも

中長期的にみて自分たちのマイナスにはならない、という計算もまた、どこかで働いていたのではあるまいか。

二一世紀に入り低投票率化が進む環境下で、小選挙区における公明党票（その多くは創価学会票）の安定感、自民党候補の最大の武器といえる。しかも政党助成金の導入によって、もともと企業・団体献金の多かった自民党は、財政的にも他党に比べれば強い基盤を持つようになった。今後、何らかの形で有権者の不満が新たな熱狂に結びつき、二〇〇九年のように自公が一時的に政権を失う可能性は完全に否定できるものではない。それでも、非自公の側に明確な結集軸が生まれない限り、短期間での自公の政権復帰が再び繰り返されるのではないか。

八次審の「政権交代の可能性を高める」見通しが、ここまで外れたのはなぜだろうか。これまで政治学者やメディアによる一定の分析がされてきたし、今後はさらに様々な角度から検討されるであろう。本稿では、ジェラルド・カーティスの二〇一八年時点での見解を引用しておきたい。⁽²⁴⁾

「小選挙区制だと死票が多くて、野党がますます弱くなって、自民党の支持率が高くなっても圧勝して、圧倒的な一党支配が許される……与党と野党の違いがわからない。野党がなんのために存在するかもわからない」

「アメリカやイギリスの小選挙区制度の背景にある社会構造は、日本とは異なっていますので、同じ選挙制度を取り入れても、同じ政治体制にはなりません。アメリカやイギリスの社会の中には日本にない宗教的、人種的、階級的な相違や亀裂があります」

「日本社会の中に深い亀裂はなくて、白か黒かを選ぶ二大政党制よりも、グレイゾーンも選択肢の中にある中選挙区制、あるいは比例代表制のほうがよいと思います」

もちろん、並立制を明確に批判する「学識経験者」は、一九九〇〜九一年時点でも少なからず存在していた。例えば政治学者の小林良彰であり、憲法学者の芦部信喜であり、また新聞記者の石川真澄である。⁽²⁵⁾ 八次審でも、既述のように最終段階で並立制への批判・疑問が複数の委員から出ており、他にも「比例代表制（支持）の立場から疑問点を出し続けた」と第一委員会所属の川島正英（朝日新聞編集委員）が明言している。⁽²⁶⁾

しかし答申はあえて並立制への一本化にこだわらず、当時の自民党首脳の「注文通りに」に小選挙区導入に向けた「お墨付き」を与えることで、世論形成に一役買った。そうした目的と結末を、小林与三次が八次審の会長に内定した段階で「知識人」たちが予想すべきであった状況については、前稿および本稿の分析によって実証したつもりである。

二次答申後には、委員を出している『朝日新聞』の政治担当記者による討論の中でも、八次審の性格について「政府・自民党のルールに乗っていることに、マスコミのあり方として妥当か、批判が出ている」との自己批判的な指摘が出た。これに『朝日』から委員として出ている川島は「審議会が政府・自民党のルールに乗って……」という点だけは否定しておきたい」と反論した。⁽²⁷⁾ 並立制に賛成でなかった委員としては是認できない批判であろうし、もちろんメディア側は、委員を出したことが報道や論調に何ら影響を及ぼしてはいない、というのが表向きの立場だろう。しかしこれは、外部に通用する理屈ではあるまい。

そこで改めて、審議会と学者・マスメディアなど「知識人」の役割について検討して、本稿を結びたい。

2 知識人の説明責任は果たされたか

行政学者の森田朗は、複数の審議会に参加してきた経験を交えて、審議会の内実を明らかにしつつ検証して、その

役割と変化などを政治学的に分析したユニークな論考を発表している。⁽²⁸⁾ その中で「パートタイムの委員から構成され、独立した事務局を持たない多くの審議会が、政治、行政からの独立性、中立性を貫くことは困難である」ことを指摘して、所管する役所または政治家の「隠れ蓑」になりがちな性質を明快に認めている。

そのため審議会にはパートタイムや単なる「有識者」ではない知識と能力を備えた人物と、委員が自ら考え議論することを可能にする環境——独立した事務局が必要であるが、それを現実にするのは容易でなく、審議会の独立性、中立性の問題は現実の政治で永遠の課題である。森田はそう結論した。⁽²⁹⁾ これまで見てきたように、八次審もやはり中立性には少なからぬ疑義がある。今後、この種の機会があれば多少のコストはかかって、政府の外郭に第三者による独立審議会（委員会）を置くことを検討すべきだろう。

元国会図書館職員で、細川護熙首相の秘書官を務めて政治改革関連の立法化と成立にも携わった成田憲彦は、八次審が「基本的な枠組みでは（小沢一郎ら政治家や自治省に）コントロールされていた」と見るものの、「それはやむを得ないことだとは思う」し、「それがいけないというのであれば、諸外国のように議会の委員会か政党の協議機関によるべきである」と指摘した。また八次審の業績に対しては「内容自体は世界の選挙制度の議論に比べて見劣りするものではなかった」と一定の評価を加えつつも、「本来この種の審議機関は……議論の細部を含むもっと浩瀚な報告書を出すべきである」と批判している。⁽³⁰⁾

繰り返し述べてきたように、八次審における最大の問題点は、審議が非公開で行われたうえに、内容についてまともな記録を残していないことである。⁽³¹⁾ ゆえに、日本の政党政治に重大な影響を与えた答申が、どのような過程を経て、どのような力学によって決定されたのか、細かい検証ができない。

事務局である自治省選挙課が審議の詳細を記録していなかったはずはないし、あるいは委員がその記録を持ている可能性も推察される。しかし、答申後の九一年に国会審議過程で野党から要求のあった議事録の公開を、政府は初回の申し合わせを理由に拒絶した。これでは「政府・自民党のルールに乗った」審議と批判されても、やむを得ないだろう。学者や報道関係者が十数人もいたのに、議事録非公開の申し合わせに疑問を向ける意見は出なかったのだろうか。あるいは報道各社で指導的な立場にある委員たちが、自己の発言と自社の報道・論調との関連を批判されることを嫌って、むしろ非公開を歓迎したのか。

「説明責任」という用語が流行するのは一九九六年頃からであり、主として政府や行政の責任を追及する文脈で使われてきた。とはいえ「政治改革」当時であっても、政府の政策に重要な影響を及ぼした審議会の参加者たちには、相応の説明責任が伴うと考えるべきではないか。仮に非公開の審議がやむを得なかったとしても、個々人の名譽やプライバシーに抵触するような内容が多かったとは思えず、後日に審議記録を公開しない理由は見当たらない。七次審までの国会議員も含めた委員たちに、説明責任という認識があったかは疑問だが、結果的に速記録によって個々の委員の立場は詳らかになっている。その委員の意見が自民党よりであろうと、社会党よりであろうと、審議の過程が公開されているのだから説明責任という面で問題はない。

八次審において数少ない政治学者であった佐々木毅は、答申後も民間政治臨調などで要職を務め積極的な提言、提案を行って、一九九〇年代の「政治改革」を主導した代表的な知識人とみなされている。近年も衆院の選挙制度に関する調査会の座長として、「現行の小選挙区比例代表並立制を維持する」との答申をまとめて、衆院議長に提出した。(二〇一六年一月二四日) マスメディアでその時々の政権評価や選挙制度改革の評価に関するインタビューに答える

機会も多く、一定の説明責任は果たしているものと認め得る。⁽³³⁾

しかし佐々木が八次審において何を語り、答申にどうかかわり、それが以後の行動とどう整合するのか、比例代表を推奨していた立場から並立制の許容に移った理由は何か、については、より詳細な説明が必要であろうと筆者は考える。「政治改革」三〇年に向けて、当時、並立制を（濃淡はあれど）支持、許容した学者・言論人・そしてメディアは、自らの言論責任を踏まえつつ、単なる反省や懺悔ではなく、もちろん断罪や「犯人捜し」でもない歴史的な検証作業を行うべきではなかるうか。例えば「当時の世論の大勢が望んだように中選挙制度を維持したまま政治資金問題を解決する方策はなかったのか」「不可能だったとすればそれはなぜか」などは、綿密に検討すべきテーマといえる。

もとより、九〇年代前半に並立制を選択した日本政治が特殊であったわけではなく、ほぼ同時期に国会議員選挙を小選挙区制比例代表制の組み合わせに変更する改革は、イタリアやニュージーランドなど少なからぬ民主主義国で見られた。⁽³⁴⁾ そうした国の政党政治がどう変化して、改革の目的はどの程度達せられたのかも含めて、多角的な分析の中で改めて日本の「政治改革」を位置づけるべきだろう。

本稿では、第八次選挙制度審議会を中心にした政治史を検討しつつ、知識人の役割と責任について考察してきた。対象分野が外交、行政関係であろうが、はたまた経済関係、あるいは皇室関係であろうが、政府系の審議会・会議に参加して自らの知見を公共政策に反映させようとする知識人には、相応の説明責任が——それはテーマにより一様なものではないにせよ——付随することを自覚する必要がある、というのが結論となる。無論、すべての発信者には言論責任が伴うという大前提も、自戒を込めて再確認したい。

（文中敬称略）

【付記】筆者が二〇一六年に博士後期課程に入学を許された当時、故宮崎伸光名誉教授が政治学研究科をご担当されていました。ご親切にも四月のガイダンス後にお誘い頂き、杯を傾けながら大学院生活や政治学科の先生方について気さくに教えてくださったこと、その後も博士論文構想発表会でアドバイスをいただいたことなど、忘れたい御恩があります。きちんとお礼を申し上げる機会を作らなかったことが悔やまれます。宮崎先生の温顔を偲びつつ、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

【注】

- (1) 田中宗孝『政治改革六年の道程』（ぎょうせい、一九九七年）四一頁―四二頁。
- (2) 一次答申後になるが『毎日新聞』一九九〇年四月二九日付朝刊一面掲載のインタビューで小林は「自治省にしてみれば僕をはずすことはできない。非議員で（選挙制度を）知っている者といえれば私しかいない」と語っている。
- (3) 日経ビジネス新書『私の履歴書―保守政権の担い手』二七〇頁、二八四頁。
- (4) 吉田健一『政治改革』の研究―選挙制度改革による呪縛（法律文化社、二〇一八年）九一頁。
- (5) 『日本経済新聞』一九八八年九月一日付朝刊九頁。後藤田と亀井は「政治の信頼取り戻すには」と題して対談し、後藤田が「小選挙区制と比例代表制の組み合わせが最も望ましい」と述べ、亀井は「西ドイツは小選挙区と比例代表を併用、英国や米国も大体、小選挙区制です」と応じている。
- (6) 『読売新聞』一九八九年六月一〇日付朝刊三面。
- (7) (2)と同じく小林インタビュー（参院選の結果は並立制でまとまるのに）非常に大きな影響があった「これ（筆者注、参院選の一人区で社会党が大勝したこと）が現実なんだから、これを基に議論した訳です」。
- (8) 『読売新聞』一九八九年一〇月三日付朝刊三面。
- (9) 同、一〇月二四日付朝刊解説面。
- (10) 同、十一月一〇日付朝刊三面。

- (11) 同、一月二二日付朝刊三面。
- (12) 大林啓吾、白水隆『世界の選挙制度』（三省堂、二〇一八年）五七頁。
- (13) 佐々木毅『いま政治になにか可能か』（中公新書、一九八七年）二〇七頁。同書は一九八七年度の吉野作造賞を受賞した。
- (14) 『読売新聞』一九九〇年三月三日付朝刊二面。
- (15) 同、四月六日付朝刊三面。
- (16) 『朝日新聞』一九九〇年四月四日付朝刊二面。
- (17) 『読売新聞』一九九〇年四月一日付朝刊三面。
- (18) 田中前掲書、五八頁。
- (19) 『朝日新聞』一九九〇年四月二七日付朝刊五面。
- (20) 『日本経済新聞』一九八九年六月二六日付朝刊七頁。
- (21) 同、一九九〇年六月二五日付朝刊一面ほか。
- (22) 『朝日新聞』一九九〇年九月二三日付朝刊一面。
- (23) 同、一九九〇年五月一日付朝刊一面。
- (24) 御厨貴・芹川洋一『平成の政治』四五頁―四六頁。
- (25) 小林良彰『現代日本の選挙』（東京大学出版会、一九九一年）、芦部信喜「選挙制度改革断想」（『選挙研究』一九九一年第6巻、所収）、石川真澄『選挙制度　ほんとうはどう改革すべきか』（岩波ブックレット、一九九〇年）など。
- (26) 『朝日新聞』一九九〇年四月二七日付朝刊四、一次答申後の論説・編集委員討論（座談会形式）で、朝日から八次審委員となっていた川島正英がそう証言している。
- (27) 同、八月一日付朝刊、二次答申後の同討論で、編集委員の国正武重が審議会の性格に疑問を呈し、同じく編集委員で八次審委員の川島がそれに答えた。
- (28) 森田朗『会議の政治学』（慈学社出版、二〇〇六年）『会議の政治学Ⅱ』（同、二〇一四年）。
- (29) 森田前掲『会議の政治学Ⅱ』一五四頁―一五五頁。
- (30) 『レヴァイアサン』20（一九九七年春号）二六頁（特集・選挙制度改革と日本の政治、成田憲彦「政治改革の過程」論の試み）。
- (31) 一般に入手可能なものとしては、全国市区選挙管理委員会連合会が発行する『選挙時報』の一九九〇年度中の巻には審議経過が紹介されたものがあるが、抄録でありどの委員の発言かも分らず、分析資料にはなりにくいと思われる。

- (32) 『朝日新聞』データベースで「説明責任」を検索すると、一九九五年末までには該当記事がなく、一九九六年一月から急増する。
- (33) 最近のものでは『日本経済新聞』二〇二一年一月三日付朝刊四頁「小選挙区制の功罪 誤算の四半世紀」のインタビュー。
- (34) 前掲『レヴァイアサン』20『一〇頁。